

# 福岡市 教育実習ガイド

(大学担当者編)

令和3年5月  
福岡市教育委員会

令和6年4月改訂

## 福岡市の教育実習について

教育実習は、教員を志望する学生が大学で学んだ教育理論を学校現場で実践し、体験する貴重な機会です。福岡市教育委員会では、福岡市立学校教員を志願する学生が、福岡市立学校で教育実習を円滑に受けられるよう、教育実習担当課を窓口として受入調整を行います。

また、各学校では、資質・能力のある教員の養成のため、質の高い教育実習の提供に努めています。

## 教育実習の受入れについて

従来は、学生と市立学校が直接、教育実習の受入協議を慣例的に行っていましたが、今後は教育委員会教職員第1課と大学の窓口同士で協議し対応していくこととし、以下のとおり取り組みます。

- (1) 福岡市立学校教員の志願者については、**原則として全員受入れ**を行います。
- (2) 福岡市立学校教員を志願しない学生についても、可能な限り受入れを行います。
- (3) 実習の申込みは大学に窓口を設置し、学生の希望を取りまとめ、教育委員会との協議を行ってください。教育委員会の窓口が、受付から実習校の受入調整まで一括して行います。
- (4) 学生の居住地等を可能な限り考慮し、実習校の調整を行い、職種や校種、全市的な受入状況により、対応させていただきます。実習の時期は、実習校の状況を踏まえ、調整させていただきます。
- (5) 教育実習の申入れに対してはできる限り受け入れられるよう全体として調整を行いますので、従来の母校実習を前提とする調整とはなりません。  
なお、教育実習の受入れは全て教育委員会が窓口となることとしておりますので、母校を希望する学生が個別に受入調整をすることはできません。

**※特に高等学校の受入枠は限りがあるため、高等学校での実習希望者で、同時に中学校の教員免許を取得する方については、高等学校での受入が困難な場合に、中学校で受け入れることもできますので、学生と相談してください。（様式1-2「教育実習受入依頼書（実習生名簿）」及び様式1-3「教育実習受入依頼書（個別シート）」に記載欄があります。）**

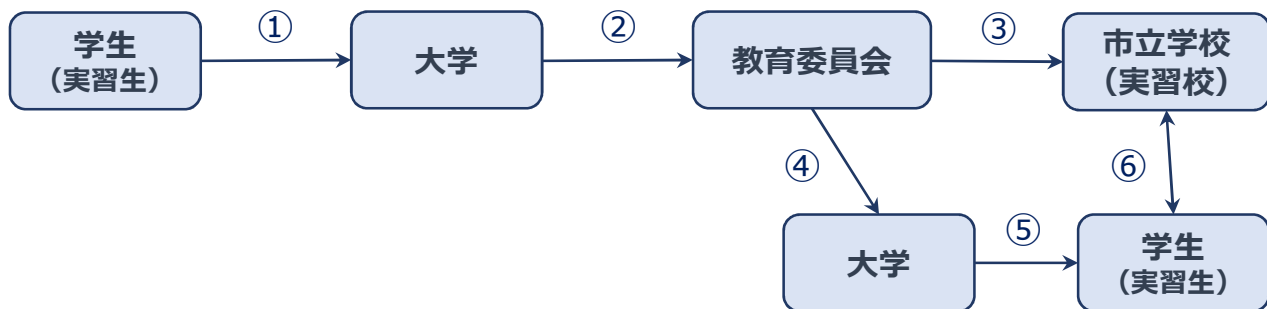
## 実習の募集区分（申込時期等）について

教育実習の申込みは、原則として**実習実施の前年度**を受付期間とし、募集区分を以下のとおりとします。（※実習実施年度に申込みを行う場合は、個別案件とし、この限りではありません。）

- ・ **定期募集** … 実習実施前年度の**7月末まで**の申込みを定期募集とします。定期募集による申込分については、受付の時期や順番にかかわらず一括調整を行い、8月末までに調整結果を通知します。
- ・ **随時募集** … 実習実施前年度の**8月から3月まで**の申込みを随時募集とします。随時募集は、**各月末**を期限とし、申込みのあった翌月に実習受入調整を行います。  
（※申込みの受付は、各月1回限りとしますので、各大学は取りまとめのうえ提出してください。）  
定期募集や前月分までの随時募集で決定している実習受入状況等を考慮のうえ、実習受入調整を行います。

## 申込みから実習校決定までの流れ

### <基本フローチャート>



定期募集	随時募集
<b>&lt;手順①&gt; 学生から教育実習の申込みを受け付ける</b>	
学生の申込期間等は各大学で任意に設定してください。	学生の申込期間等は各大学で任意に設定してください。
<b>&lt;手順②&gt; 学生からの申込みを集約し、教育委員会へ提出する【様式1-1, 1-2, 1-3】</b>	
<b>実習実施前年度の7月末までに</b> 教育委員会へ提出してください。	実習実施前年度8月～3月の <b>各月末までに</b> 教育委員会へ提出してください。
<b>&lt;手順③&gt; 教育委員会から市立学校に受入対象者を通知する【様式2-1, 2-2】</b>	
教育委員会は実習実施前年度の8月中に、市立学校へ受入対象者を通知します。	教育委員会は手順②で提出があった月の翌月中に、市立学校へ受入対象者を通知します。
<b>&lt;手順④&gt; 教育委員会から大学に実習校を通知する【様式3, 4】</b>	
教育委員会は8月末までに、大学へ各学生の実習校を通知します。	教育委員会は手順②で提出があった月の翌月末までに、大学へ各学生の実習校を通知します。
<b>&lt;手順⑤&gt; 大学から学生に実習校を通知する【様式4】</b>	
大学は、実習校について教育委員会から通知があったら、速やかに各学生に通知してください。	大学は、実習校について教育委員会から通知があったら、速やかに各学生に通知してください。
<b>&lt;手順⑥&gt; 学生と実習校で、事前打ち合わせ及び事務手続きを行う。</b>	
学生から実習校へ連絡し、事前打ち合わせや必要な事務手続きを行ってください。(4ページ)	学生から実習校へ連絡し、事前打ち合わせや必要な事務手続きを行ってください。(4ページ)

## 特別支援学校・高等学校における実習の取扱いについて

特別支援学校及び高等学校における教育実習の取扱いについては、以下のとおりとします。

### <特別支援学校>

- (1) 実習実施前年度の4月中に、教育委員会のホームページに次年度に受入可能な実習生の概ねの全体人数（※大学ごとの人数ではありません）を公表します。
- (2) 申込みから実習校決定までの基本的な流れについては、小・中学校と同様です。

### <高等学校>

- (1) 実習実施前年度の4月中に、教育委員会のホームページに次年度に受入可能な実習生の概ねの全体人数（※大学ごとの人数ではありません）を公表します。
- (2) 実習の申込みにあたっては、中学校における教育実習への振替の可否について確認を行います。  
※高等学校の受入枠は非常に少ないため、同時に中学校教諭の教員免許状を取得する学生で、特に高等学校で教育実習を行う必要性が高い学生以外に対しては、中学校における教育実習への振替を勧めていただきますようご協力お願いいたします。
- (3) 申込みから実習校決定までの基本的な流れについては、小・中学校と同様です。

## 申込手順について

- (1) 各大学において、福岡市立学校における教育実習の申込みについて案内し、受付を行ってください。（定期募集・随時募集ともに同様；募集期間は大学で任意に設定）  
なお、受付にあたっては、「福岡市教育実習ガイド（実習生編）」及び「福岡市教育実習に関する承諾書」の内容について、学生に確認をさせるとともに、「教育実習受入依頼書」記載の内容が実習校に提供されることについて説明してください。
- (2) 各大学において、学生からの教育実習の申込みを集約し、定期募集・随時募集それぞれの期限までに、教育委員会教職員第1課へ「教育実習受入依頼書（様式1-1、1-2、1-3）」を提出してください。
  - ・定期募集の提出期限：実習実施前年度の7月末（※提出は1回にまとめること）
  - ・随時募集の提出期限：実習実施前年度の8～3月の各月末（※各月1回限り）
- (3) 教育委員会は、定期募集・随時募集の各提出期限の翌月に実習校の調整を行い、月末までに「実習校決定通知書（様式3）」及び「実習校の決定について（様式4）」を各大学宛てに送付します。
- (4) 大学は、学生に「実習校の決定について（様式4）」を交付したうえで、指定された期日までに実習校に連絡し、事前打ち合わせの日程等について調整するよう指導してください。

※事前打ち合わせにあたり、必要な準備は「実習校での事前打ち合わせについて（4ページ）」を参照してください。

## 実習校での事前打ち合わせについて

実習校での事前打ち合わせにあたり、実習生は以下の手続きを行う必要があります。

### 【実習生が行う手続き】

- (1) 実習生は、「実習校の決定について（様式4）」を受領したら、指定された期日までに実習校へ連絡を行い、事前打ち合わせの日程等を調整してください。
- (2) 実習生は、事前打ち合わせの2週間前までに実習校に下記の書類を提出してください。
  - ① 福岡市教育実習に関する承諾書 ※福岡市教育委員会ホームページよりダウンロード
  - ② 実習計画書（大学の様式） ※作成・提出は任意

「福岡市教育実習評価票」「福岡市教員育成指標」などを参考に、実習を通じて高めていきたい項目や、実習で行いたい取組について十分に検討したうえで、事前打ち合わせに臨んでください。  
「福岡市教育実習評価票」「福岡市教員育成指標」は、本ガイドの7ページ以降に掲載しています。

- (3) 実習校での事前打ち合わせでは、下記の事項等について確認を行います。  
疑問点や実習にあたって心配なことなど、しっかり相談しておきましょう。

#### ① 教育実習に対する心構え

#### ② 教育実習中に実習生が留意すべきこと

- ・実習中の態度・服装
- ・学校・学年・学級等のきまりや教職員の指示に従うこと
- ・知り得た個人情報は口外したり、SNS等へ投稿・発信したりしないこと  
※実習終了後も同様
- ・無断で撮影や録音等を行わないこと
- ・児童生徒との個人的なやりとりを行わないこと（アドレス・LINE交換等も禁止）  
※実習終了後も同様 なお、個人的な連絡が必要な時は、学校長の許可を得ること
- ・児童生徒を中傷したり、危険にさらしたりしないよう注意すること
- ・登下校中も実習生としての自覚を持ち、地域の方々にも自ら挨拶をすること

#### ③ 教育実習のスケジュール・内容等について

- ・教育実習全体のスケジュール
- ・持ち物や出勤時間、行事計画等
- ・担当の学級担任・教科担当との打ち合わせ

#### ④ 教育実習にかかる経費について

- ・令和3年度から教育実習にかかる実習費の徴収を廃止しています。  
なお、給食費や校外活動の交通費等については、従前どおり実習生の負担とします。

## 実習前・実習中の注意事項について

教育実習にあたり、実習生に注意してほしい事項を記載しています。各大学におかれましても、ご指導いただきますよう、お願いします。

### (1) 教育実習に対する心構え

実習生は、教壇に立ち、児童生徒の指導に直接携わります。教育実習中は、教員としての立ち居振る舞いが必要です。学校の教育活動に関わるという自覚と責任がないと務まりません。

### (2) 教育実習の日程

実習生の都合で教育実習の日程を変更することはできません。学校では、年間スケジュールの合間を縫って実習期間を設定しています。その期間是最優先で実習に臨んでください。

### (3) 教育実習への臨み方

教育実習中は学生ではなく、教員と同様の立場であることを念頭に置いて行動してください。不適切な言動（呼び捨て、「おい」、「お前」などの発言等）は、児童生徒を傷つけるだけでなく、市立学校や大学の信用を失うこととなります。

市立学校や大学の先生方の諸注意をよく踏まえて、教育実習に臨んでください。教育実習中に不適切な言動等があった場合には、教育実習を途中で中断させることもあります。

### (4) セキュリティ・個人情報保護について

#### ①学校でのパソコン使用について

実習生が文書作成などのために学校で使用するパソコンは、原則として、学校所有のパソコンに限ります。学校でプリントアウトをする場合は、指導教員の指示の下で行います。

（私物のパソコンやUSBメモリの持込み・使用はできません。）

#### ②個人情報保護

児童生徒の個人名の入ったデータや文書（名簿ワークシート等）を校外に持ち出すことはできません。知り得た個人情報を口外したり、ブログやSNS等に投稿したりするような行為も禁止します。※個人情報に関する取扱いは、実習終了後も遵守してください。

### (5) 教育実習中の連絡・相談

#### ①児童生徒に関する連絡・相談

教育実習中、児童生徒がトラブルを起こしたり、けがをしたりした場合は、すぐに担任又は近くの教員に連絡し、指示を仰いでください。また、相談等がある場合は、管理職や指導教員に声を掛けてください。

#### ②ハラスメント等に関する相談

実習中にハラスメントと疑われる行為を受けた場合は、教育委員会サービス指導課（092-711-4813）までご相談ください。

### (6) 実習前・実習中の健康管理について

実習前・実習中は、自身の体調管理に努めてください。また、発熱等の症状が見られた場合は、速やかに管理職や指導教員に相談・報告してください。

### (7) 実習の辞退について

実習実施年度に実習を辞退することは原則として認められません。特段の事由が生じた場合は、大学を通じて教育委員会に相談してください。

また、実習実施前年度中に実習を辞退する場合は、大学から実習校へ連絡のうえ、福岡市教育委員会ホームページに掲載の「教育実習辞退届」を教育委員会教職員第1課へ提出してください。

## 実習の内容について

福岡市立学校における教育実習では、「実践を中心としたプログラム」を実施し、児童生徒の実態や教員の仕事の実情を把握するとともに、指導のポイント・仕事の流れについて学びます。

職種・校種を問わず、T1としての指導の時間を設定し、実践を通じて実習生の学習指導力・生徒指導力を高める内容としています。

### 【実践力を高めるための工夫】

#### ◆ 1週目からT2で授業へ参加

授業参観、T2としての授業参加により、児童生徒の実態把握や指導のポイントを学ぶ  
 ※学生は、教員の声の大きさ、声の抑揚、間の取り方、教員の立ち位置、手の位置などについても注意深く観察し、細かな指導技術を学び取るようにすること

#### ◆ T1での授業実践の積み上げ

学習指導案の簡略化により、授業準備の負担軽減につなげ、より多くの授業実践を行うことができるよう工夫する  
 ※学生が学習指導案の作成に注力することよりも、より実際の授業をイメージすることができる発問計画や板書計画などの時間に十分な時間をとることも考えられます。

#### ◆ 複数教員による関わり

校内の複数の教員が教育実習へ関わり、それぞれの教員が持つノウハウなどについて学ぶ

### 【小学校モデルケース概要例】

2週間	3週間	4週間	午前		午後		放課後
1週間目	1週間目	1週間目	講話	授業準備等	授業参観	授業準備等	講話
		2週間目	授業参観		T2で授業		職員研修等への参加
2週間目	2週間目	3週間目	T2で授業		T1で授業		
		4週間目	T1で授業		T1で授業		

# 実習の評価について

## ■福岡市教育実習評価票について

福岡市では、大学ごとの教育実習評価票とは別に、福岡市独自の評価票を設定しています。

福岡市の教員となるにあたって、身に付けておいてほしい資質・能力を示していますので、事前に確認して実習に臨むよう、実習生にご指導ください。

評価票に記載された個人情報については、福岡市立学校教員採用候補者選考試験における採用選考に活用し、これ以外の目的で利用することはありません。

### 福岡市 教育実習 評価票

※評価結果は実習学校長・教職員第1課限り  
(大学・本人等への提供不可)

フリガナ				大学名			
実習生 氏名				学部・学科			
				学籍番号			
希望校種等	(教科)			学年			
実習期間		予定日数	出席日数	欠席日数	欠席理由		遅刻・早退
令和	年	月	日から				遅刻
令和	年	月	日まで	日	日	日	早退
特別選考を志願するために特別学生サポーター活動を実施した者の活動日(※)		(下の注意事項を参照のうえ「〇月〇日」のように記載すること。併せて当該学生の活動記録簿を提出すること)					
副校長・教頭 氏名				指導教員 氏名			
評価項目	評価規準						評価
教職の 素養	・教職員の指導や助言を積極的に仰ぎ、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。						
	・一人一人の個性や行動の背景にある思いを受けとめ、児童生徒に公平かつ受容的な態度で接している。						
組織の一員 としての規律 ある行動	・気持ちのよい挨拶や服装、言葉遣い、教職員への対応、保護者や地域の方への接し方等、他者とのコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。						
	・学校の諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、報告・連絡・相談を行い対応している。						
	・学習指導案・実習記録等の提出期限を守ることやノート指導や点検書類作成等の事務処理を滞ることなく行っている。						
学習指導	・学習指導要領の内容を理解し、単元や1単位時間の指導計画を立案することができる。						
	・指導技術(発問や板書等)の基礎・基本を理解し、「主体的・対話的で深い学び」のプロセスを含めた授業を展開することができる。						
	・学習評価の意義と方法について理解し、一人一人の学習状況を把握して授業を進めている。						
	・ICTの効果的な活用について理解し、授業設計に活用したり、教材等を作成・提示したりすることができる。						
児童生徒 指導	・一人一人の特性、個性や背景を把握することの重要性を理解し、児童生徒と良好な関係を築いている。						
	・個や学級集団に応じた指導法(指示や褒め方・注意(叱り方等))を理解し、児童生徒に適切に指導している。						
学級経営への 取組状況 ( <u>養護・栄養</u> <u>は評価不要</u> )	・学級担任の役割や職務内容、児童生徒が安心して過ごせる学級経営の基礎・基本について理解している。						
	・学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための基本的な方法を理解し、児童生徒に関わっている。						
<b>総合評価</b>							
総合所見							

上記評価の実施にあたっては、副校長・教頭、指導教員等の関係職員から意見聴取を行い、客観的・多面的に評価を実施しました。

学校名	福岡市立	校長氏名 (自署)	
-----	------	--------------	--

特別学生サポーターに関する注意事項は省略



# 福岡市教員育成指標について

福岡市では、「福岡市教員育成指標」を策定しています。

福岡市の教員となるにあたって、『養成期』（福岡市が着任時に期待する姿）に身に付けておいてほしい資質・能力を示しています。

福岡市教育センターのホームページからダウンロードできます。

## <教諭>

福岡市教員育成指標 ( 小学校・中学校・特別支援学校・高等学校 教諭・指導教諭・

キャリアステージ		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にすることができている。</li> <li>教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じている。</li> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるよう、主体的に取り組もうとして主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽を続けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、児童生徒が、自立し、社会参加ができるよう、主体的に取り組もうとして主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽を続けている。</li> </ul>	
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に合った言動をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に合った言動をとっている。</li> </ul>	
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。</li> <li>人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ろうとしている。</li> <li>障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>社会にある人権問題や、学級・学年内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協働的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>社会にある人権問題や、学級・学年内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協働的に取り組もうとしている。</li> </ul>	
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の職務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育公務員としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育公務員としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	
教職の実践に関する資質・能力	学習指導力	授業構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム・マナジメントについて理解している。</li> <li>学習指導要領の各教科等に関する内容を理解し、単元や1単位の指導計画を立案することができる。</li> <li>配慮を要する児童生徒の個別の指導計画の意義や重要性について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科横断的な視点や人的・物的資源等の活用を理解し、学年の実態に応じて年間指導計画を立案することができる。</li> <li>「授業改善の手引き」を基に、単元や1単位の指導計画を立案することができる。</li> <li>配慮を要する児童生徒の個別の指導計画を作成することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「授業改善の手引き」を基に、単元や1単位の指導計画を立案することができる。</li> <li>配慮を要する児童生徒の個別の指導計画を作成することができる。</li> </ul>
		授業展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導技術(発問や板書等)の基礎・基本を理解し、1単位の授業を展開することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導技術の基礎・基本を身に付け、児童生徒の実態に応じた授業を展開することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の意欲や理解に応じて、考えの違いやよさを生かす等の工夫をしながら、授業を展開することができる。</li> </ul>
		評価・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習評価の意義と方法について理解し、一人一人の学習状況を把握する手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の学習状況を的確に把握することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の学習状況を的確に把握し、授業改善を図ることができる。</li> </ul>
	ICT活用	教員がICTを活用して指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の特質に応じたICTの効果的な活用法を理解し、授業設計に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の特質や学習過程を踏まえて、一斉学習や個別学習、協働学習でICTを日常的、効果的に活用して、授業を展開することができる。</li> <li>児童生徒がICTを活用して効果的に学習を進めることができるよう指導するとともに、情報モラル等について指導することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の特質や学習過程を踏まえて、一斉学習や個別学習、協働学習でICTを日常的、効果的に活用して、授業を展開することができる。</li> <li>児童生徒がICTを活用して効果的に学習を進めることができるよう指導するとともに、情報モラル等について指導することができる。</li> </ul>
		児童生徒のICTを活用して指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な調査等を活用しながら、一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。</li> </ul>
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>個や集団を指導する手法(指示や褒め方・叱り方等)を身に付けている。</li> <li>学級経営の基礎・基本を理解している。</li> <li>諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や学級集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>児童生徒が安心して過ごせる学級経営を行うことができる。</li> <li>学級内での諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人のよさを引き出しながら、個や学級集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>互いに認め合い、高め合う学級経営を行うことができる。</li> <li>学級・学年内での諸問題に対して、早期発見・早期対応に努め、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織や校務分掌について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>
	組織参画力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>学級・学年内外における危機発生時に、状況に応じて先輩教員に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>学級・学年内外における危機発生時に、状況に応じて先輩教員に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域等と連携・協働した「共有」の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から保護者と密に連絡をとったり、地域に関わったりしながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働			

**福岡市が着任時に期待する姿**

# 福岡市教員育成指標について

福岡市では、「福岡市教員育成指標」を策定しています。

福岡市の教員となるにあたって、『養成期』（福岡市が着任時に期待する姿）に身に付けておいてほしい資質・能力を示しています。

福岡市教育センターのホームページからダウンロードできます。

## <養護教諭>

福岡市教員育成指標（**養護教諭**）

キャリアステージ		養成期	基礎期（習得）	基礎期（確立）	
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にできる気持ちをもっている。</li> <li>教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的に児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じながら、主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的に児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じながら、主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>	
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> </ul>	
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> <li>他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> </ul>	
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ろうとしている。</li> <li>障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協動的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協動的に取り組もうとしている。</li> </ul>	
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の職務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>	
教職の実践に関する資質・能力	学校保健に関する指導力・マネジメント力	保健管理	学校保健安全法を理解し、心身の健康管理及び学校環境管理についての基礎的な知識・技術を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。</li> </ul>
		保健教育	学習指導要領を踏まえ、保健教育における養護教諭の役割を理解し、基礎的な知識・技術を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健計画（保健管理・保健教育・保健組織活動）の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健計画（保健管理・保健教育・保健組織活動）の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
		ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの効果的な活用法を理解し、保健教育の実践に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健教育の実践において、ICTを日常的、効果的に活用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健教育の実践において、ICTを日常的、効果的に活用することができる。</li> </ul>
		健康相談	学校保健安全法における健康相談の位置付けを理解し、健康相談についての基礎的な知識を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健計画（保健管理・保健教育・保健組織活動）の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健教育の実践において、ICTを日常的、効果的に活用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健計画（保健管理・保健教育・保健組織活動）の立案に参画し、組織的に実施することができる。</li> <li>保健教育の実践において、ICTを日常的、効果的に活用することができる。</li> </ul>
		保健室経営	養護教諭の職務や役割、保健室の機能を理解し、保健室経営についての基礎的な知識を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健の推進のために、保健主事や関係職員と連携しながら、学校保健委員会の企画・運営に参画したり、児童生徒保健委員会を的確に指導したりすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健の推進のために、保健主事や関係職員と連携しながら、学校保健委員会の企画・運営に参画したり、児童生徒保健委員会を的確に指導したりすることができる。</li> </ul>
	生徒指導力	児童生徒理解	一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談のプロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題と発達段階との関連を考慮しながら、適切に健康相談を実施することができる。</li> <li>健康相談について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談のプロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題と発達段階との関連を考慮しながら、適切に健康相談を実施することができる。</li> <li>健康相談について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。</li> </ul>
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>個や集団を指導する手法（指示や褒め方・叱り方等）を身に付けている。</li> <li>諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> <li>客観的な調査等を活用しながら、一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> <li>客観的な調査等を活用しながら、一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。</li> </ul>
	組織参画力 組織運営力	学校組織の理解と参画・運営	学校組織や校務分掌について理解している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	保護者や地域等と連携・協働した「共育」の重要性を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から保護者と密に連絡をとったり、地域に開かれたりしながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>

**福岡市が着任時に期待する姿**

# 福岡市教員育成指標について

福岡市では、「福岡市教員育成指標」を策定しています。

福岡市の教員となるにあたって、『養成期』（福岡市が着任時に期待する姿）に身に付けておいてほしい資質・能力を示しています。

福岡市教育センターのホームページからダウンロードできます。

## <栄養教諭>

### 福岡市教員育成指標 ( 栄養教諭 )

キャリアステージ		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	
資質・能力					
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にしている。</li> <li>教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもちている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的</li> <li>児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じなが</li> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>		
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換を</li> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>		
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> <li>他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じ</li> <li>相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者</li> <li>児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>		
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。</li> <li>人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ろうとしている。</li> <li>障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている</li> <li>社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を</li> <li>「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協働</li> </ul>		
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の職務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育公務員としての自覚と誇りをもち、職務に関する法令や規則・規程を遵守</li> <li>体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を</li> </ul>		
教職の実践に関する資質・能力	食に関する指導力	食に関する指導に係る全体計画の立案と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」）作成の重要性や作成に当たっての栄養教諭の役割について理解している。</li> <li>食に関する指導年間計画（以下「年間計画」）及び給食の時間や各教科等における指導内容について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体計画を立案し、それに基づいた実践について、適切に評価することができる。</li> <li>各教科等における指導内容を明らかにするとともに、年間計画作成にあたって、職員に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の特質に応じたICTの効果的な活用法を理解し、食に関する授業設計に生かしたり、教材等を作成・提示したりすることができる。</li> <li>ICT活用や情報モラル等に関する指導の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する授業において、各教科等の特質や学習過程をふまえて、ICTを日常</li> <li>児童生徒がICTを活用して効果的に学習を進めることができるよう指導すると</li> </ul>	
		食に関する授業実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導技術（発問や板書等）の基礎・基本を用いて、食に関する授業を実践することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の意欲や理解に応じて、考えの違いやよさを生かしたり、新たな視点に</li> <li>児童生徒の意欲や理解に応じて、考えの違いやよさを生かしたり、新たな視点に</li> </ul>	
	学校給食管理力	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏食、肥満・痩身、食物アレルギー等について理解するとともに、相談指導の手法を身に付けている。</li> <li>学校給食の役割や栄養管理の基礎・基本について理解している。</li> <li>学校給食の調理や配食の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏食、肥満・痩身等の傾向や食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者に対して、</li> <li>学校給食栄養摂取基準に基づき、食品構成を考慮して月々の献立を作成するこ</li> <li>学校給食の調理や配食に関して、各学校に応じた指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理の重要性や衛生管理の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食衛生管理基準や「福岡市衛生管理マニュアル」に基づき、調理従事者の</li> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>	
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>	
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>個や集団を指導する手法（指示や褒め方・叱り方等）を身に付けている。</li> <li>諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	
	組織参画力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織や校務分掌について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することが</li> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することが</li> </ul>	
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避するこ</li> </ul>	
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域等と連携・協働した「共育」の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域に関わりながら、教育活動を推進することができる。</li> <li>保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進する</li> </ul>	

**福岡市が着任時に期待する姿**